エンドポイントセキュリティ製品及び端末管理ソフトウェア製品に係る情報提供依頼書

（RFI：Request For Information）

令和2年8月4日

京都府政策企画部情報政策課

**1　概要**

（1）件名

　　　エンドポイントセキュリティ製品及び端末管理ソフトウェア製品に係る情報提供依頼

（2）目的

　　　京都府では、サイバー攻撃の増加やサイバー犯罪における手口の巧妙化など、セキュリティ上の新たな脅威等を踏まえ、インターネット接続系に設置している端末（約8,000台）について、エンドポイントセキュリティ製品の更新を検討しているところである。

また、端末のOSの機能更新プログラムなどの配布時におけるネットワークの輻輳が課題となっているとともに、現在利用しているログイン・ログオフ時間収集システムの更新について検討を進めており、ソフトウェア配信機能や、ログイン・ログオフ時間収集機能を有した、端末管理ソフトウェア製品の導入を検討しているところである。

ついては、上記の各ソフトウェア製品について、今後、製品の調達を検討するにあたり、製品の候補を選定するにあたっての参考とすべく、事業者等から広く情報提供を受けようとするものである。

**2　受付期間**

　　令和2年8月4日（火）～ 令和2年8月25日（火）

**3　情報提供依頼の対象製品**

（1）アンチウイルスソフトウェア

* + 主として既知の脅威に対応することを目的としたエンドポイントセキュリティ製品

（2）標的型攻撃対策ソフトウェア

* + 主として未知の脅威に対応することを目的とするエンドポイントセキュリティ製品

（※上記のアンチウイルスソフトウェアとは異なるベンダー製品の利用を想定）

（3）EDR（Endpoint Detection and Response）製品

* 脅威をリアルタイムで監視し、検知した場合、管理者に通知するとともに、分析や侵入経路の調査を可能とするため、ログ等の各種情報を取得する機能を有する製品

　（4）端末管理ソフトウェア

* 端末の情報を収集し、運用管理を行うためのソフトウェア製品
* キャッシュ配信等、ネットワークの負荷を低減するソフトウェア配信機能、端末のログイン・ログオフ時間の収集・外部連携機能を有していること。

**4　情報提供の依頼内容**

（1）製品に係る技術動向

（2）提案する製品が有する機能、他製品と比較しての特徴

（3）提案する製品の導入時における標準的な業務内容及びスケジュール

（4）提案する製品の標準的なシステム構成

（5）提案する製品の運用・保守に係る標準的な業務内容

（6）提案する製品の費用及び内訳（ソフトウェアに要する経費の他、導入業

務に係る経費、導入後の運用保守業務に係る経費を含む）

（7）評価版ソフトウェアの利用にあたり必要となる事項

（8）その他、構築・運用・保守等にあたり、必要と考えられる事項

**5　情報等の取扱い**

本RFIにおいて提供を受けた製品等の情報、資料については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）本RFIは、今後、製品の調達を検討するにあたり、その前段階として、京都府の状況に適合した製品の候補を選定するため、各製品が有する機能や費用等について、広く情報を得るための手段として実施するものであるが、提案について、**今後の調達実施の有無、調達を実施した場合における契約に対する意味を持つものではない**こと。

（2）本RFIにおいて、京都府から資料提供を受けた場合は、本RFI終了後に返却すること。

（3）本RFIに対して、どのような提案を受けても、**それをもって将来において、製品の導入を約束するものではない**こと。

（4）情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、京都府から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があること。

（5）本RFIの実施に要する費用は、すべて事業者等の負担とすること。

（6）本RFIにおいて提供を受けた提案、資料等は返却しない。

（7）情報提供を受けた提案、資料等については、今後、調達にあたり、製品候補の選定に必要となる場合を除いては、提供者に断りなく他者に提供しない。

（8）情報提供を受けた製品等の情報については、今後調達を実施する場合において、調達仕様書に反映する場合があること。

**6　資料の提出方法等**

（1）提案の単位

* 原則として、「3 情報提供の対象製品」の(1)～(4)の各項目に記載する製品について、各項目ごとに分けて、提案を行うものとすること。なお、上記の(1)～(4)の各項目のうち、一部の項目について、製品の提案を行うことも可能とする。
* 一つのソフトウェアで、複数の項目の機能を有する場合も想定されるが、その場合においても、提案については、各項目ごとにそれぞれ製品の提案を行うものとすること。
* 同一事業者が、各項目について、複数の製品の提案を行うこととして差し支えないものとする（提案数の上限は定めない）。

（2）資料の形式

* 資料については、日本工業規格Ａ列４番（又はＡ列３番）で日本語により作成の上、下記8に記載する提出先に、提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し直接持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
* 電子メールで提出する場合については、「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel 2010」、「Microsoft Power Point 2010」（カタログ等を添付する場合は、pdf形式による提出も可）で読み込み可能なファイル形式で提出すること。

（3）提出期限

　　　令和2年8月25日（火）17時までとする。（郵送の場合は同日必着）

（4）評価版ソフトウェアの試験導入

* 下記の試験導入期間において、必要に応じて、評価版ソフトウェアを試験導入し、運用面における確認作業を行う予定としているため、資料の提出と同時に、評価版ソフトウェアを提供すること。
* 評価版ソフトウェアについては、少なくとも20台の端末に導入可能で、かつ14日間利用可能であること。

（試験導入期間）

　令和2年8月26日（水）～令和2年10月30日（金）

**7　本RFIに関する質問**

本RFIに質問がある場合は、以下の手順により行うこと。

（1）質問方法

別紙１の質問票に記載し、下記８に記載する照会先に電子メールにて問い合わせること。件名については「RFIに関する質問」とすること。なお、郵送による問い合わせは不可とする。

（2）質問受付期間

　　　公告日～令和2年8月17日（月）までとする。

（3）回答方法

　　　質問及び回答の内容については、京都府ホームページに、令和2年8月19日（水）17時までに掲載する。

**8　照会及び資料の提出先**

京都府政策企画部情報政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話番号：075-414-4386

E - M a i l：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

担 当：梅田